

カルネ申告に係る申告官署の弾力化の実施について

財 関 第 163 号
令和 3 年 3 月 3 日

1. 申告官署の弾力化の考え方

カルネは、条約や協定に基づき国際間で利用されるものであるが、カルネによる手続については、国際間で電子的に行う環境が整備されていない状況にある。

カルネにより一時的に輸出又は輸入がされる貨物に係る輸出申告又は輸入申告（以下「カルネ申告」という。）については、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条の 3（輸出申告の特例）及び第 67 条の 19（輸入申告の特例）の適用はなく、これらの貨物に係る適正な通関及び業務処理の効率性を確保するため、当該貨物の蔵置場所を管轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）に対して行うこととされている。

他方、特定輸出者、特例輸入者及び認定通関業者については、貨物の現況の的確な把握など輸出又は輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行する能力を有すること等を要件として税関長の承認・認定を受けた者であり、一定の条件下であれば、カルネ申告に係る貨物の蔵置官署とカルネ申告が行われる税関官署（以下「申告官署」という。）が異なる場合であっても、適正な通関及び業務の効率性の確保に及ぼす影響は小さいものと考えられる。

そこで、電子的に申告を行うことができないカルネ申告について、特定輸出者及び特例輸入者（下記 2. の対象官署におけるカルネ申告の手続を自ら行う者に限る。）並びに認定通関業者（以下「認定通関業者等」という。）が行うものについては、認定通関業者等の利便性の向上を図る観点から、各税關及び沖縄地区税關（以下「税關」という。）の実状に応じ、特定の官署の範囲内において、これらの者の申出に基づき蔵置官署以外の税關官署に対して行うこと可能とするものである。

2. 申告官署の弾力化の概要

認定通関業者等が、営業所・事業所毎に、税關が定める対象官署の範囲内において、蔵置官署以外の税關官署の中から申告官署を選択することを希望する場合であって、別紙様式を用いてあらかじめ税關にその旨を申し出たときは、その申告官署に対しカルネ申告をすることを可能とするものである。

3. 申告官署の弾力化の対象貨物

対象貨物は、税関が定める対象官署の管轄区域内に蔵置されている貨物（ワシントン条約対象貨物（輸入貨物に限る。）その他税関長が取締り上支障があると認める貨物を除く。）であって、カルネにより一時的に輸出又は輸入がされるものとする。

4. 申告官署の弾力化の対象官署

「認定通関業者に係る申告官署の選択制の導入について」（平成 22 年 6 月 9 日財関第 660 号）に基づき申告官署の選択制を実施することとした際に、カルネ申告に係る申告官署の選択を可能としていた税関官署については、申告官署の弾力化の対象官署とする。

また、各税関においては、税関官署における業務量等の実状等適正かつ迅速な通関への影響等を勘案しつつ、必要と認める場合には、対象官署に追加する税関官署を決定する。

5. 関係規定の整備

申告官署の弾力化を実施する税関において、所要の税関長達を整備する。

6. 実施時期

令和 3 年 4 月 1 日とする。

(別紙様式)

年 月 日

カルネ申告に係る申告官署の選択の申出書（新規・変更・取止）

税 関 長 殿

申 出 者

住 所

氏名又は名称

下記営業所(事業所)について、申告官署の選択の申出（新規・変更・取止）を行います。

記

営業所名

所 在 地

責任者氏名

担当者氏名

電話番号

1. 認定・承認番号及び認定・承認税関

(1) 認定・承認番号

--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 認定・承認税関

--

2. 申告希望官署

蔵 置 官 署	申 告 官 署

3. 申告先官署において貨物確認を行うことの希望の有無

有 無

(注) 1. この様式は、カルネ申告に係る貨物の蔵置場所を管轄する税関の本間に2通提出してください。

2. 「申告希望官署」は、対象貨物の蔵置官署名を左欄に、対象貨物の申告官署として希望する税関官署名を右欄に記載してください。なお、申告官署は複数官署を選択することはできません。